

畜産業物価高騰対応費補助事業実施要領

第1 目的

家畜飼料等の価格上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、畜産農家の価格上昇分に要する経費を補助することにより畜産農家の負担軽減を図り、もって地産地消及び県民への豊かな食生活に寄与する。

事業の実施については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）及び畜産業物価高騰対応費補助事業交付要綱の規定によるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、県内に農場が所在する畜産農家で、令和7年度以降も当該農場で畜産経営を継続し、畜産物を出荷する見込みがある者とする。

第3 事業の内容

畜産農家の輸入乾牧草購入費の価格上昇分に要する経費を補助する。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成及び補助金交付申請

第3の事業の実施に当たっては、補助金交付申請書を知事へ提出するものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止、廃止

次に掲げる変更（中止、廃止）をしようとする場合は、事業変更（中止、廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 事業の中止及び廃止

(2) 補助内容

(3) 補助総額の30%を超える増減

3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、事業対象年度の4月1日から9月末までとする。

第5 県の補助

県は、予算の範囲内において、別表に定める事業実施に要する経費及び補助率により、第3に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

第6 事業の実績報告

第3の事業を実施した事業結果を実績報告書により、事業完了の日から30日を経過した日までに知事へ報告するものとする。

第7 事業の推進指導等

事業実施主体は、県や関係団体の指導の下、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第8 関係書類の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、事業の内容を明らかにする書類を整備し、保管するものとする。なお、書類の保管期間は、事業の完了した年度の翌年から10年間とする。

第9 その他

この事業実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、知事が別に定めるものとする。

第10 附則

この要領は、令和4年8月10日から施行し、令和4年4月1日から実施する事業に適用する。

この要領は、令和4年11月18日から施行する。

この要領は、令和5年6月21日から施行する。

この要領は、令和5年10月27日から施行する。

この要領は、令和6年7月9日から施行する。なお、この要領の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されているものについては、なお従前の例による。

別表

事業の種類	事業実施に要する経費	補助率
ア 輸入乾牧草価格高騰支援事業	第3に要する経費 輸入乾牧草購入費の価格上昇分に要する経費	1 / 2 以内